新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和三年七月二十一日とする。

内閣総理大臣　菅　　義偉
財務大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令及び金融機能強化審査会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百一号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令及び金融機能強化審査会令の一部を改正する政令

内閣は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第三十四条の十第二項第八号及び第三項第九号（同法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二第三項、第四十六条第一項、第四十八条第一項、第五十三条、第五十五条並びに第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　預金保険機構の業務の特例等（第三十一条―第三十四条）」を「第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十条の五・第三十条の六）　第五章　預金保険機構の業務の特例等（第三十一条―第三十四条）」に改める。

第一条中「又は「」を「、「実施計画」又は「」に改め、「第三十四条の二」の下に「、第三十四条の十第一項」を加え、「又は協定」を「、実施計画又は協定」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

（実施計画の記載事項）

第三十条の五　法第三十四条の十第二項第八号に規定する政令で定める事項は、実施計画の実施に伴う労務に関する事項とする。

（実施計画の認定の要件）

第三十条の六　法第三十四条の十第三項第九号（法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める要件は、申請金融機関等（法第三十四条の十第二項第一号に規定する申請金融機関等（法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあっては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等）をいう。第二号において同じ。）が、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十四条の十三第一項の規定により法第三十四条の十第三項の認定を取り消された金融機関等でないこと。

二　当該申請金融機関等の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供その他の当該申請金融機関等の利用者の保護に資するものとして主務省令で定める措置を講ずると認められること。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる金額の限度額）

第三十二条の二　法第四十三条の二第三項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のいずれか低い金額とする。

一　当該事業年度における法第四十三条の二第一項に規定する積立金に相当する金額

二　当該事業年度以前の各事業年度において法第三十四条の十五第五項の規定により法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てた金額の合計額を令和三年三月三十一日を含む事業年度における法第四十三条の二第一項に規定する積立金に相当する金額から控除した金額

第三十四条を次のように改める。

（金融機能強化業務の終了の日）

第三十四条　法第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする。

一　協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその株式取得、消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日

二　預金保険機構が法第三十四条の十五第三項の規定により締結した全ての資金交付契約（法第三十四条の十第二項第七号に規定する資金交付契約をいう。）が終了した日の属する預金保険機構の事業年度の終了の日

第六章を次のように改める。

第六章　金融機能強化審査会

（事務が終了する日）

第三十四条の二　法第四十八条第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする。

一　協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその株式取得、消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日

二　全ての認定実施計画（法第三十四条の十一第一項に規定する認定実施計画をいう。）の実施期間の終了の日